

兵庫県屋外広告物条例及び同施行規則による屋外広告物規制

兵庫県屋外広告物条例

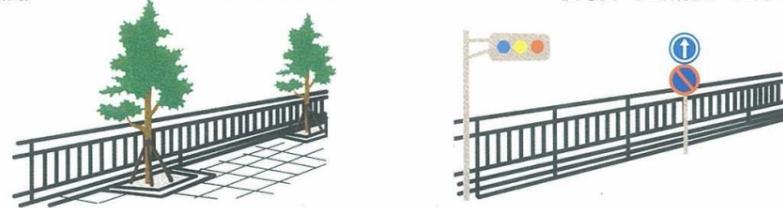
【法第3条】（条例第5条） 禁止物件

物件的規制

○屋外広告物を掲出してはいけない物件。

機能障害防止及び危害防止の観点から、掲出を原則禁止する物件を指定している。

(例) 街路樹・路傍樹 信号機・道路標識・道路上のさく



- ・ 橋、トンネル
- ・ 石垣、擁壁
- ・ 街路樹、傍路樹
- ・ 信号機、道路標識
- ・ 郵便ボックス、電話ボックスなど

【法第3条】（条例第4条） 禁止地域

地域的規制

○屋外広告物を掲出できない地域

主として良好な景観又は風致を維持するため、屋外広告物の掲出を禁止する必要がある特定の地域や場所を指定している。様々な特性を有する地域が含まれているため、第1種から第3種までの地域に区分している。

第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
○自然の豊かな地域 ・ 国立公園、県立自然公園 ・ 自然環境保全地区（特別） ・ 風致保安林 ・ 高速自動車国道沿道 など	○都市環境の優れた地域 ・ 住居専用地域 ・ 景観形成地区 ・ 官公署 など	○道路沿道地域 ・ 主要幹線道路沿道(市街地) など

強 ← 規制 → 弱

備考) 複数の地域が重なる場合は、より上位の地域の規制が適用される。

【法第4条】（条例第6条） 許可地域

地域的規制

○屋外広告物を掲出するために許可が必要な地域

設置する箇所に応じて、面積・高さ・色彩・表示方法などの許可基準を規則に規定している。

【法第5条】（条例第7条） 適用除外広告物

○社会生活上必要な広告物については、地域的規制や物件的規制を除外

その掲出目的、表示面積等一定基準に適合する場合に限り、地域的規制や物件的規制が適用されない場合があります。

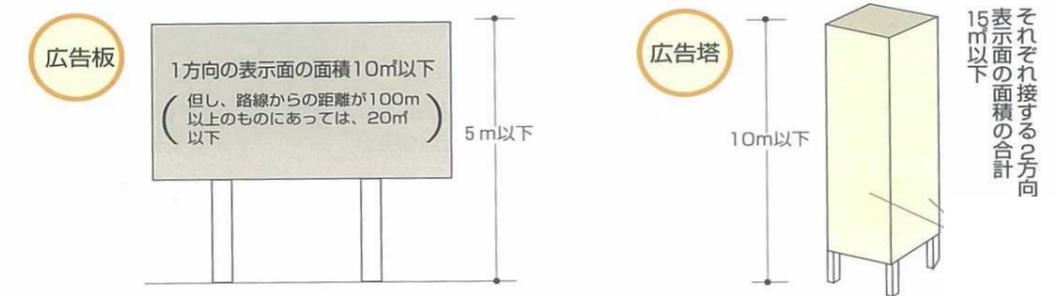
(第1項) ・ 公共広告用 ・ 選挙活動用 など	(第2項) ・ 自家用※ ・ 管理用※ ・ 非営利目的 など ※5㎡以下等	(第3項) ・ 自家用 ・ 道標案内図 ・ 案内誘導 など	(第4項) ・ 自家用※ ・ 管理用※ など ※禁止物件
--	---	--	---

屋外広告物条例施行規則

○許可地域許可基準抜粋

設置箇所：自己敷地外に建植する一般的なもの（野立広告物）

区分	特定区域を除く許可地域
表示面積	○広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下）、 表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ○広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下 （路端距離100m以上のものは30㎡以下） 表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	○広告板 5m以下 ○広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
掲出場所	○特定区域への掲出禁止 ○交通信号機・踏切からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色（マンセル色票系の彩度10以上の色をいう。以下同じ。）の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止



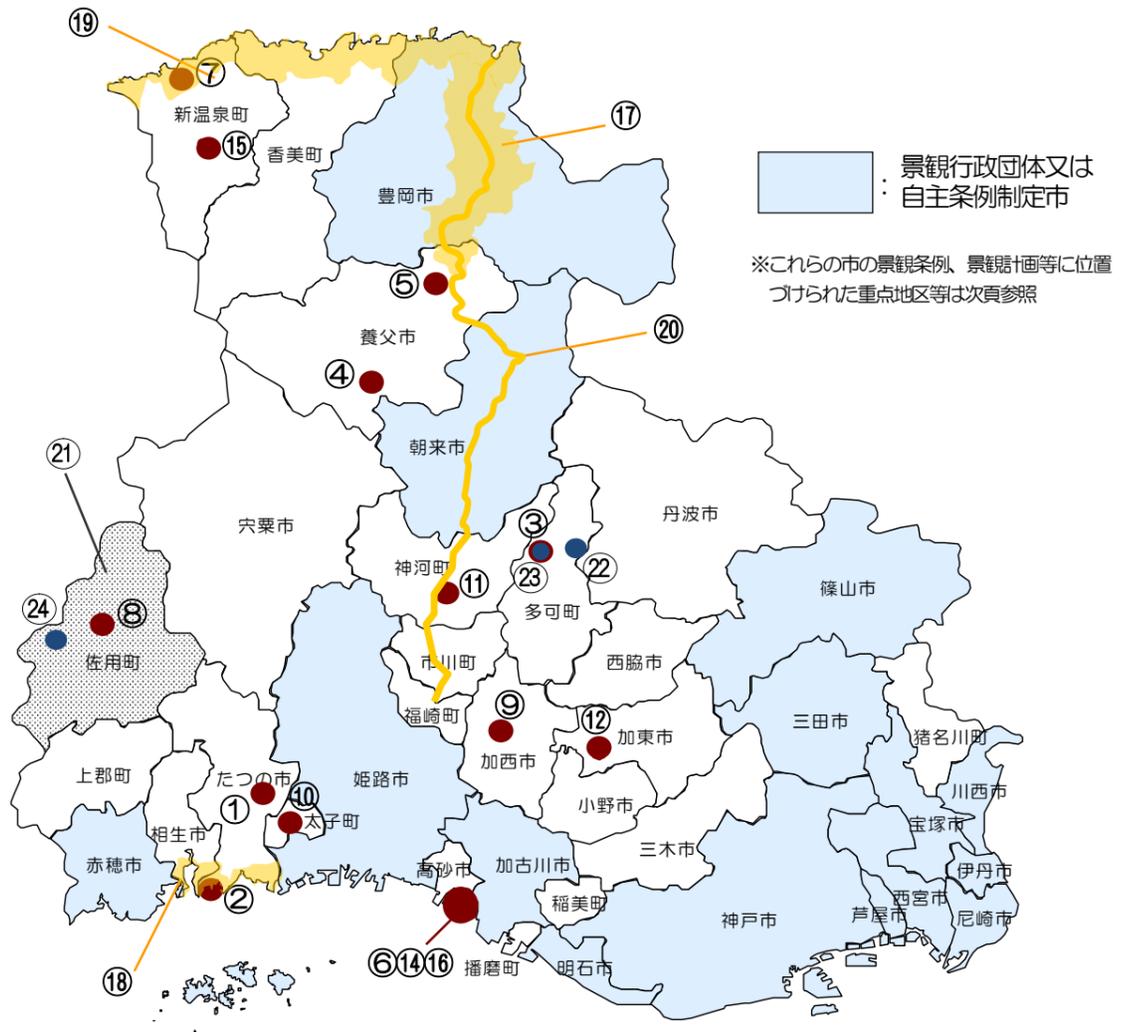
○適用除外許可基準抜粋

設置目的：自家用広告物

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域
許可不要	表示面積の合計が5㎡以下の場合		
表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は5㎡以下）	20㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は10㎡以下）	30㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は15㎡以下）
数量	3枚（基、個）以下	4枚（基、個）以下	5枚（基、個）以下
敷地内建植え広告物の地上からの高さ	5m以下	7m以下	10m以下
掲出場所	屋上への掲出禁止	屋上への掲出禁止（第2種住居専用地域等において、屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く）	
色彩	①彩度の高い色の色数は2色以下 ②彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が3色以下の場合を除く）		
その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するものでネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止	①ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なものの禁止（高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅の禁止）
その他許可地域の許可基準（共通基準、個別基準）に適合していること			

(参考) 景観形成地区等の指定一覧 (平成27年12月現在)

県景観条例に基づく景観形成地区等



- 広域景観形成地域**
(風景型広域景観形成地域)
①丹山川下流地域 (H9)
②西播磨海岸地域 (H13)
③但馬海岸地域 (H15)
(沿道型広域景観形成地域)
④国道312号沿道地区 (H18・27)
- 星空景観形成地域**
⑤佐用郡地域 (H17)
- 景観形成等住民協定 認定地区**
⑥多可町加美区菅荷地区 (H12)
⑦多可町加美区岩座神地区 (H14)
⑧佐用町田和地区 (H17)



- 景観形成地区**
(歴史的景観形成地区)
①たつの市龍野地区 (H2・27)
②たつの市御津町至津地区 (H6)
③多可町加美区岩座神地区 (H11)
④養父市大屋町大杉地区 (H13)
⑤養父市八鹿町八鹿地区 (H16)
⑥高砂市高砂地区 (H18)
⑦新温泉町浜坂味原川周辺地区 (H20)
⑧佐用町平福地区 (H23)
⑨加西市北条地区 (H24)
⑩太子町斑鳩地区 (H25)
⑪神河町中村・粟賀町地区 (H26)
(住宅街等景観形成地区)
⑫加東市ヤシロメモリアルガーデン周辺地区 (H1)
⑬洲本市古茂江海岸地区 (H4)
⑭高砂市高砂地区 (H18)
(まちなか景観形成地区)
⑮新温泉町湯・細田地区 (H18)
⑯高砂市高砂地区 (H18)

市町景観条例、景観計画等に位置づけられた重点地区等

(◆: 県が指定した後に市町条例に基づく指定地区として移行した地区)

市名	地区・地域の名称	市名	地区・地域の名称
神戸市 S53 条例制定 H18 景観協定	【景観計画区域】 ○北野町山本通都市景観形成地域 ○税関線沿道都市景観形成地域 ○旧居留地都市景観形成地域 ○神戸駅・大倉山都市景観形成地域 ○須磨・舞子海岸都市景観形成地域 ○岡本駅南地域都市景観形成地域 ○南京町沿道景観形成地区 【都市景観形成地域】 ○ハーバーランド都市景観形成地域 ○波止場町・メリケンパーク都市景観形成地域 ○新港突堤西都市景観形成地域 ○震災復興祈念公園周辺都市景観形成地域 ○HAT神戸都市景観形成地域 ○ポートアイランド西都市景観形成地域 ○兵庫運河周辺都市景観形成地域	西宮市 S63 条例制定 H21 景観協定	【景観計画重点地区】 ○甲陽園目神山地区景観重点地区 ○甲陽園目神山東地区景観重点地区
	伊丹市 S59 条例制定 H18 景観協定	【重点的に景観形成を図る区域】 ○旧大坂道都市景観形成道路地区 ○北少路村都市景観形成道路地区 ○旧西国街道都市景観形成道路地区 ○多田街道都市景観形成道路地区 ○伊丹郷地区 ○伊丹酒蔵通り都市計画形成道路地区	赤穂市 H1 条例制定
尼崎市 S59 条例制定 H23 景観協定	【都市美形成地域】 ○寺町都市美形成地域	明石市 H4 条例制定	【都市景観形成地区】 ○大久保駅南地区
姫路市 S62 条例制定 H19 景観協定	【都市景観形成地区】 ○大手前通り地区 ◆ ○駅南大路地区 ○中濠通り地区 ○姫路駅北駅前広場地区 【歴史的町並み景観形成地区】 ○野里街道地区 【風景形成地域】 ○姫路城周辺風景形成地域	川西市 H5 条例制定	【都市景観形成地区】 ○川西市駅前地区 ◆
宝塚市 S63 条例制定 H24 景観協定	【都市景観形成地域】 ○旧小浜宿景観形成地域 ○雲雀丘山手景観形成地域 ○雲雀丘都市景観形成地域 ○仁川高台都市景観形成地域 ○雲雀丘3丁目都市景観形成地域 ○仁川台都市景観形成地域 ○平井山荘都市景観形成地域 ○野上都市景観形成地域 ○新寿楽荘・武庫山南都市景観形成地域 ○仁川高丸都市景観形成地域 ○長尾台都市景観形成地域 ○ふじが丘都市景観形成地域 【景観計画特定地区】 ○清荒神参道地区景観計画特定地区 ○仁川月見が丘地区景観計画特定地区 ○中山桜台7丁目地区景観計画特定地区 ○千種地区景観計画特定地区 ○仁川団地景観計画特定地区 ○売布自由が丘地区景観計画特定地区	芦屋市 H8 条例制定	【景観形成地区】 ○芦屋市南芦屋浜地区 【景観地区】 ○芦屋景観地区 ○芦屋川特別景観地区
		加古川市 H10 条例制定	【景観形成地区】 ○鶴林寺周辺地区景観形成地区
		三田市 H21 条例制定 H22 景観協定	【景観計画区域】 ○フラワータウン地区 ○ウディタウン地区 ○カルチャータウン地区 ○友が丘地区 ○つつじが丘地区 ○テクノパーク地区
		篠山市 H22 条例制定 H23 景観協定	【歴史地区】 ○城下町地区 ◆ ○上立杭地区 ◆ 【沿道地区】 ○丹南篠山口IC周辺地区 ◆ ○篠山盆地幹線沿道地区 【里づくり地区】 ○野中地区 ○北野新田地区 ○日置地区 ○乗竹地区 ○黒田地区 ○野間地区 ○味間奥地区
		豊岡市 H24 条例制定 H24 景観協定	【景観形成重点地区】 ○出石城下町景観形成重点地区 ◆ ○城崎温泉景観形成重点地区 ◆ ○江原駅東景観形成重点地区
		朝来市 H25 条例制定 H25 景観協定	【景観形成地区】 ○竹田景観形成地区 ◆ ○銀谷景観形成地区 ◆ ○奥銀谷景観形成地区 ○太盛景観形成地区

景観形成重要建造物等一覧

指定年次	名 称	所在地
第 1 次指定 (平成 17 年度)	1 日本基督教団 神戸栄光教会	神戸市中央区下山手通
	2 芦屋市立図書館打出分室・芦屋市立打出教育文化センター	芦屋市打出小槌町
	3 宝塚ホテル	宝塚市梅野町
	4 高砂商工会議所会館	高砂市高砂町
	5 旧来住家住宅	西脇市西脇
	6 香寺民俗資料館	姫路市香寺町中仁野
	7 瓜生原二郎家住宅	佐用町平福
	8 瓜生原恒男家住宅	佐用町平福
	9 前川家住宅	佐用町平福
	10 寿徳山 西光寺	新温泉町浜坂
	11 浜坂先人記念館 以命亭	新温泉町浜坂
	12 西尾家住宅	篠山市大山上
第 2 次指定 (平成 18 年度)	1 関西学院大学時計台及びブランパス記念礼拝堂	西宮市上ヶ原
	2 宝塚音楽学校旧校舎	宝塚市武庫川町
	3 三連蔵	高砂市高砂町
	4 小野市立好古館	小野市西本町
	5 柳田國男生家	福崎町西田原
	6 堀家住宅 (H21 市文化財指定により解除)	たつの市龍野町
	7 城崎温泉橋梁群	豊岡市城崎町湯島
	8 旧養父合同銀行大屋支店	養父市大屋町大屋市場
	9 蘆田家住宅	丹波市青垣町東芦田
	10 阿万上町公会堂他	南あわじ市阿万上町
第 3 次指定 (平成 19 年度)	1 ユニチカ記念館	尼崎市東本町
	2 静思館	猪名川町上野
	3 茨木酒造	明石市魚住町
	4 西脇小学校	西脇市西脇
	5 難波酒飯店	神河町中村
	6 うすくち龍野醤油資料館	たつの市龍野町
	7 うすくち龍野醤油資料館別館	たつの市龍野町
	8 生野まちづくり工房 井筒屋	朝来市生野町口銀谷
	9 平岩家住宅	丹波市青垣町中佐治
	10 菊川家住宅	南あわじ市湊里
第 4 次指定 (平成 20 年度)	1 武庫川女子大学甲子園会館	西宮市戸崎町
	2 三田学園中学本館及び東館	三田市南ヶ丘
	3 川西市郷土館 (旧平安家住宅)	川西市下財町
	4 加古川市立加古川図書館	加古川市加古川町
	5 旧辻川郵便局	福崎町西田原
	6 濱本家住宅	相生市相生
	7 小野豆の枝垂れ桜	上郡町小野豆
	8 赤木家住宅	豊岡市引野
	9 中立舎	篠山市日置
	10 高見家住宅	淡路市江井
	11 中尾家住宅	淡路市江井

指定年次	名 称	所在地
第 5 次指定 (平成 21 年度)	1 尼崎市立大庄公民館	尼崎市大庄西町
	2 高碓記念館	宝塚市雲雀丘
	3 黒川小学校	川西市黒川
	4 高井家住宅	加西市北条町
	5 松田家住宅	相生市相生
	6 老松酒造	宍粟市山崎町山崎
	7 山陽盃酒造	宍粟市山崎町山崎
	8 本家門前屋	宍粟市山崎町山崎
	9 幽石軒	丹波市柏原町南多田
	10 洲本城展望休憩所	洲本市小路谷
第 6 次指定 (平成 22 年度)	1 尼信記念館	尼崎市東桜木町
	2 太陽酒造	明石市大久保町
	3 N T T 西日本 兵庫支店 芦屋別館	芦屋市大榭町
	4 寺田邸	赤穂市塩屋
	5 稲見酒造	三木市芝町
	6 三宅徳松商店	三木市芝町
	7 三田ほんまち交流館 縁	三田市三田町
	8 木影展示館 (旧栃尾家住宅)	養父市大屋町
	9 大新屋旧上山代官所跡	丹波市柏原町
	10 田隅邸	神崎郡市川町谷
	11 村岡民俗資料館「まほろば」	美方郡香美町村岡区
第 7 次指定 (平成 23 年度)	1 夙川カトリック教会	西宮市霞町
	2 生野書院	朝来市生野町
	3 進藤家住宅 (佐中千年家)	朝来市佐囊
	4 井澤本家	加古郡稲美町
第 8 次指定 (平成 26 年度)	1 岡村酒造場	三田市木器
	2 竹内家住宅	神崎郡神河町栗賀町
	3 龍野城	たつの市龍野町上霞城
	4 石堂家住宅	佐用郡佐用町大垣内
	5 廣業館 (旧廣業小学校)	佐用郡佐用町乃井野
	6 正垣家住宅	養父市大屋町大杉
	7 河辺家住宅	養父市大屋町大杉
	8 八上小学校	篠山市糺ヶ坪

※ 指定実績：76件 うち指定解除：1件 (市指定文化財へ移行) ∴現在の指定状況：75件